

# ～自転車利用Q&A～



## Q 1 自転車はどこを走ればいいのか？

A 1 自転車は「車両」(軽車両)ですので、原則として車道の左側を通行して下さい。

車道の右側を走ると逆走となり、左側を進行してきた自転車と正面衝突をおこすなど重大な事故を招くおそれがあります。

## Q 2 歩道を走っていい場合って？

A 2 歩道通行は、

- 道路標識等により通行可とされているとき
- 運転者が13歳未満、70歳以上の者等政令で定める者であるとき
- 通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき



に認められますが、歩道はあくまでも歩行者優先！


自転車は「車道が原則！歩道は例外！」です。

歩道を走るときは、すぐに停止できる速度で走るようにして下さい。

※ やむを得ないと認められるときとは

- ・ 道路工事や連続した駐車車両のために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行するとき
- ・ 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険があるとき

### Q 3 自転車は車用、歩行者用、 どちらの信号機に従えばいいの？

A 3 信号機には  
「3灯式(車両用)」  と 「人形式(歩行者用)」



の2種類がありますが、

- 車道を通行する際は、原則として「3灯式」に従って下さい。
- 歩道を通行する際は、原則として「人形式」に従って下さい。
  - ※ 人形式に「歩行者・自転車専用」とあり、自転車横断帯がある場合は人形式に従う
  - ※ 横断歩道を通行する際、歩行者の通行を妨げる場合には自転車に乗ったまま通行してはならない

信号を無視すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。

### Q 4 標識には従わなければいけないの？

A 4 自転車も「車両」(軽車両)ですので、標識を守って通行しなければなりません。

「進入禁止」、「一時停止」、「徐行」の他、「一方通行」、「通行止め」などの標識に従って走行して下さい。

なお、標識に従わないで走行した場合、車と同じ罰則が科せられますので注意して下さい。

例:一時不停止違反

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



## Q 5 お酒を飲んだら自転車に乗れないの？

A 5

自転車であっても飲酒運転は犯罪です。

道路交通法第65条第1項には「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と規定されており、違反すれば  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔い運転の場合)  
が科せられます！

飲酒運転は しない！ させない！ 許さない！

自転車も、車も、飲酒運転のない沖縄県を目指しましょう。

## Q 6 ピストバイクを買ったんだけど、 公道で乗っていいの？

A 6

ピストバイクとはブレーキのない競技用自転車  
のことですね。

ピストバイクなどの競技用自転車は、見た目は格好  
良くても、安全に止まることができず、公道(一般道路)  
では重大事故を招くおそれがあります。

このように、ブレーキを前後にきちんと備え付けていない自転  
車を公道で運転した場合、5万円以下の罰金を科せられます！

競技用自転車は、競技場で楽しんで下さい。



## Q 7 音楽を聞いたり、 スマホを見ながら乗ったらダメなの？

A 7 「ながら運転」は非常に危険です！

沖縄県道路交通法施行細則では

- 高音量でヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。(片耳、両耳問わず)
- 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

とされており、このような危険な「ながら運転」を禁止しています。違反した場合には、5万円以下の罰金が科せられます。

## Q 8 雨降りには傘を差してもいいの？

A 8 Q7の「ながら運転」同様、傘差し運転もハンドルやブレーキ等の操作に悪影響を及ぼすばかりでなく、前方の視界を妨げるおそれがあり、大変危険です。

傘差し運転をした場合、5万円以下の罰金が科せられます。

雨の日に自転車に乗る場合には、雨合羽などを着用しましょう。

また、雨の日は路面が滑りやすく、車からは自転車が見えにくくなりますので、いつもより気を付けて運転しましょう。

**Q 9 自転車のライトが壊れてるんだけど、  
明るい道なら問題ない？**

**A 9** 自転車の無灯火運転は、自転車に乗っている側は「周りが明るいから大丈夫」と思っている、他の車両や歩行者から自転車が気づけづらく、重大な事故を招くおそれがあります。

沖縄県道路交通法施行細則により、自転車は夜間

- 前照灯 白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルを照らせる性能を有するもの
- 尾灯 赤色で、後方100メートルから確認できるものをつけなければなりません。(尾灯は反射器材を備えている場合は不要です。)

違反した場合には、5万円以下の罰金が科せられます。

**Q 10 子どもを乗せて二人乗りをしたいんですが、  
乗せてもいい子どもは何歳まで？何人まで？**

**A 10** 原則として、自転車に運転者以外の人を乗せることは出来ません。二人乗りは違反であり、2万円以下の罰金又は科料が科せられます。しかし、例外として、お子さんを乗せることが出来ますが、それにもルールがあります。

沖縄県道路交通法施行細則では、乗車人員制限の例外として

- ア 4歳未満の者1人を背負い、ひも等でしっかりくる場合
- イ 6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させる場合
- ウ 6歳未満の幼児2人を幼児二人同乗用自転車(二つの幼児用座席を設けるために必要な特別な装備等を有する自転車)に乗車させる場合

を認めています。が、運転者はいずれの場合も16歳以上でなければなりません。

また、アとイは併用できますが、アとウは併用できないので注意して下さい。

## Q 11 サイクリングの時、友達と

### 横に並んで走っても大丈夫？



**A 11** 気の合う仲間とのサイクリングは楽しいものですが、右のような「並進可」の標識がある場合を除いて、他の自転車と横並びに走ることは禁止されています。

並進をすると横に幅が広がるため、車と接触する可能性が高くなるおそれがあり大変危険です。

サイクリング中は、縦一列になって走るようにしましょう。

なお、違反した場合は、2万円以下の罰金又は科料が科せられます。

## Q 12 ヘルメット着用は義務ですか？

**A 12** 道路交通法第63条の11に「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と規定されています。

罰則はありませんが、ヘルメットは万が一の事故の時、大切なお子さんの頭部を保護します。

子どもが自転車に乗るとき、また、幼児を自転車に乗せるときはヘルメットを着用させましょう。

また、大人も努めてヘルメットを着用し、万が一の事故に備えましょう。

## Q 13 自転車も保険に入らないといけないの？

A 13 自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあるため、万が一の事故に備え、保険に加入しましょう。

※ 参考(平成25年神戸地裁判決)

自転車で坂道を下っていた小学5年生が、高齢の歩行者と衝突し、歩行者の脳に重い障害を負わせ寝たきりの状態にさせた。

保護者の監督義務違反を認め、9,250万円の賠償命令を下した。

## Q 14 万が一、交通事故を起こしたら？

A 14 慌てずに、落ち着いて次のことをして下さい。

- 負傷者があれば救護し、必要があれば119番通報しましょう。
- 二次被害を防止するため、道路における危険を防止する措置を行きましょう。
- 110番通報をするなどして、警察に事故を届け出ましょう。